

答		根 拠
1	1	<p>家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。 ○ しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。 ○ このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。 <p>改正法による対応</p> <p>○ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。</p> <p>①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。 ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。 ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。</p> <p>※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。</p> <p> $\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}} \quad \text{平成31年3月末} \quad 20.5\%$ </p>
2	3	<p>1× 50.2%</p> <p>2× 5.2年</p> <p>3○ 62.1%</p> <p>4× 36.7%</p> <p>5× 26.8%</p>
3	1	<p>「里親及びファミリーホーム養育指針」第1部「総論」5「家庭養護のあり方の基本」 (1)「基本的な考え方（家庭の要件）」</p>
4	3	<p>「児童養護設運営ハンドブック」第II部「各論」3「自立支援計画、記録」(2)「子どもの養育・支援に関する適切な記録」</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakait_eki_yougo/dl/yougo_book_2.pdf</p> <p>記録は、子どもや家族の状況がそこに反映するのみならず、職員の子どものとらえ方や家族に対しての思いも表現されます。客観的にとらえ記録していくよう心がけても、そこにはその職員の価値観が反映されてきます。そうした記録の内容を振り返ることにより、子どもの理解の仕方や自分の価値観、こだわりがどこにあるのかを知り、子どもへの関わりに活かすことが求められます。その一方で、記録は養育を引き継いでいくための重要な資料です。子どもの問題行動についての記述も大切ですが、</p>

		子どもの変化への気づきや成長を感じたエピソードなども重要な情報であることも忘れてはなりません。
5	4	A 2011年 B 2017年 C 1989年 D 2009年
6	4	「保育の心理学」「子どもの保健」の知識だったが、それがわからなくても解けた A× B○ C× D○
7	2	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 *乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、 看護師 、個別対応職員、 家庭支援専門相談員 、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 *看護師は、 保育士 （国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある乳児院にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び次条第二項において同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。 * 里親支援専門相談員 は厚生労働省通知
8	5	ほかがわからなくても、5が決定的
9	2	事例問題
10	3	事例問題

<所感>

「教育原理」に比べ、解きやすかったのではないのでしょうか。

問1は見慣れた図ですね。問2については、施設ごとのまとめのPDFがあったはずで、それを学習していればばっちりだったのでは。問6は「保育の心理学」か「子どもの保健」のような、愛着の問題でしたね。これはBとDが正しいことがわかるので、AとCがわからなくても正解できたはずです。

この科目は、やはり社会的養護関係施設について、しっかり学んでおくことです。厚生労働省のサイトにいき、資料を読み込むことも必要ですね。

なおこの予想解答はあくまでも予想であり、正答と異なることがあることをご了承くださいね。